

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第56期（2021年8月1日～2022年7月31日）

新株予約権等の状況
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

株式会社大盛工業

法令及び当社定款第24条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
- イ. 2013年10月25日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第4回新株予約権）
- ・新株予約権の数 353個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 3,530株（新株予約権1個につき10株）
 - ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 4,300円（1株当たり430円）
 - ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり10円）
 - ・新株予約権の行使期間 2013年11月19日から2043年11月18日まで
 - ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
 - ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第4回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	353個	普通株式 3,530株	3名

(注) 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

- ロ. 2014年10月29日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション（第6回新株予約権）
- ・新株予約権の数 1,811個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 18,110株（新株予約権1個につき10株）
 - ・新株予約権の発行価額（払込金額）
1個当たり 3,300円（1株当たり330円）
 - ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円（1株当たり10円）
 - ・新株予約権の行使期間 2014年11月21日から2044年11月20日まで
 - ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
 - ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第6回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。

・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,811個	普通株式 18,110株	3名

(注) 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ハ. 2015年10月27日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション(第7回新株予約権)

- ・新株予約権の数 1,329個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 13,290株(新株予約権1個につき10株)
- ・新株予約権の発行価額(払込金額)
1個当たり 2,600円(1株当たり260円)
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円(1株当たり10円)
- ・新株予約権の行使期間 2015年11月20日から2045年11月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第7回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,329個	普通株式 13,290株	3名

(注) 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ニ. 2017年10月27日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション(第8回新株予約権)

- ・新株予約権の数 332個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 33,200株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額(払込金額)
1個当たり 21,300円(1株当たり213円)
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円(1株当たり1円)
- ・新株予約権の行使期間 2017年11月21日から2047年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第8回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。

・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	332個	普通株式 33,200株	4名

(注) 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ホ. 2018年10月26日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション(第9回新株予約権)

- ・新株予約権の数 523個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 52,300株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額(払込金額)
1個当たり 20,400円(1株当たり204円)
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円(1株当たり1円)
- ・新株予約権の行使期間 2018年11月21日から2048年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第9回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	523個	普通株式 52,300株	4名

(注) 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ヘ. 2019年10月25日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション(第10回新株予約権)

- ・新株予約権の数 521個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 52,100株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額(払込金額)
1個当たり 20,100円(1株当たり201円)
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円(1株当たり1円)
- ・新株予約権の行使期間 2019年11月21日から2049年11月20日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第10回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	521個	普通株式 52,100株	4名

(注) 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

ト. 2020年10月28日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション(第11回新株予約権)

- ・新株予約権の数 593個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 59,300株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額(払込金額)
1個当たり 19,100円(1株当たり191円)
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円(1株当たり1円)
- ・新株予約権の行使期間 2020年11月20日から2050年11月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第11回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	593個	普通株式 59,300株	4名

(注) 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

チ. 2022年6月22日開催の取締役会決議に基づき当社役員に交付した株式報酬型ストック・オプション(第12回新株予約権)

- ・新株予約権の数 1,664個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 166,400株(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額(払込金額)
1個当たり 16,700円(1株当たり167円)
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円(1株当たり1円)
- ・新株予約権の行使期間 2022年7月16日から2052年7月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した株式報酬型ストック・オプション「第12回新株予約権」割当契約書に定めたところによる。

・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,664個	普通株式 166,400株	6名

(注) 監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の保有分はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等の状況

イ. 2022年7月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
(第13回新株予約権)

- ・新株予約権の数 370個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 3,700,000株 (新株予約権1個につき10,000株)
- ・新株予約権の発行価額 (払込金額)
1個当たり 9,600円
- ・新株予約権の払込期日 2022年8月4日
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 173円
- ・新株予約権の行使期間 2022年8月4日から2024年8月3日まで
- ・新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「株式会社大盛工業第13回新株予約権コミットメント条項付き第三者割当て契約」に定めたところによる。
- ・新株予約権の割当先 第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をマイルストーン・キャピタルマネジメント株式会社に割当てた。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社東京テレコムエンジニアリング
井口建設株式会社
港シビル株式会社

② 非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更

2021年10月1日を効力の発生日として、連結子会社である港シビル株式会社を吸収合併存続会社、連結子会社であった株式会社山栄テクノを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、株式会社山栄テクノを連結の範囲から除外しております。

また、連結子会社であったエトス株式会社は、2021年10月18日付で清算を結了したため、連結の範囲から除外しております。

なお、吸収合併による消滅又は会社清算までの期間に係る損益につきましては、連結損益及び包括利益計算書に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、井口建設株式会社、港シビル株式会社の決算日は5月31日、株式会社東京テレコムエンジニアリングの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

不動産事業等支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

③ デリバティブ

時価法

④ 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

（リース資産除く）但し、茨城工場、OLY及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物：7年～38年

工具器具・備品：2年～13年

無形固定資産……定額法

（リース資産除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金…従業員の賞与支給に備えるため、翌連結会計年度における支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を計上しております。

ハ、完成工事補償引当金…引渡しのできた工事の補償等の費用発生に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

- ニ. 損害補償損失引当金…将来の損害補償の履行に伴い発生する恐れのある損失に備えるため、当連結会計年度末において金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しております。
- ホ. 役員賞与引当金…役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ヘ. 役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループの主要な事業である建設事業において、工事契約に基づき建設工事及び土木工事を行っており、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ. 不動産事業等の売上高

不動産事業等において、主に不動産の賃貸・売却、建設資材の賃貸等を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、不動産及び建設資材の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

- ⑦ のれんの償却方法及び のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的償却期間に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑧ ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ、ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

ニ、ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

⑨ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、工事契約に関して従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事は工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 3,548,660千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法により計上される完成工事高については、工事原価総額を基礎として、期末までの既発生原価額に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を算出しております。工事原価総額の見積りの基礎となる工事契約ごとの実行予算は、個々の案件に特有の状況を織り込み、当連結会計年度末時点で将来に発生する各費目を合理的に見積もった上で算定しております。

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、完成工事高に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症による影響については、工事の中断や遅延等による売上原価の増加などにより、収益認識会計基準による完成工事高の算定に用いる見積工事原価総額等に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点では、その影響はありません。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や収束時期等によっては、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

販売用不動産	3,067,795千円
建物	216,703
土地	193,819
計	3,478,318

上記に対応する債務は次のとおりであります。

短期借入金	147,561千円
長期借入金	2,509,555千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

688,859千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	14,874,239株	98,610株	—	14,972,849株

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使98,610株によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年10月26日 定時株主総会	普通株式	104,005	7	2021年 7月31日	2021年 10月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 10月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	74,780	5	2022年 7月31日	2022年 10月27日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2013年 10月25日 取締役会決議	2014年 10月29日 取締役会決議	2015年 10月27日 取締役会決議	2017年 10月27日 取締役会決議	2018年 10月26日 取締役会決議	2019年 10月25日 取締役会決議	2020年 10月28日 取締役会決議	2022年 6月22日 取締役会決議
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,530株 新株予約権 1個につき 10株	18,110株 新株予約権 1個につき 10株	13,290株 新株予約権 1個につき 10株	33,200株 新株予約権 1個につき 100株	52,300株 新株予約権 1個につき 100株	52,100株 新株予約権 1個につき 100株	59,300株 新株予約権 1個につき 100株	166,400株 新株予約権 1個につき 100株
新株予約権の高	353個	1,811個	1,329個	332個	523個	521個	593個	1,664個

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組指針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に増資や銀行借入）を調達しております。一時的な余資は事業遂行上必要に応じ貸付けを行っております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引については、ヘッジ会計の要件を満たしている等、実需の範囲内で行うこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。未回収の場合は、適切な保全措置をとることとしております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金については、流動性のリスクに晒されておりますが、当該リスクについては、資金計画を作成し定期的に更新することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	2,659,264	2,659,264	—
② 受取手形・完成工事未収入金等	1,553,950	1,553,950	—
資産計	4,213,214	4,213,214	—
① 工事未払金	561,507	561,507	—
② 未成工事受入金	847,820	847,820	—
③ 長期借入金 ※	3,242,152	3,283,150	40,998
負債計	4,651,480	4,692,478	40,998
デリバティブ取引	—	—	—

※長期借入金は、1年内返済予定分を含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

① 現金及び預金、② 受取手形・完成工事未収入金等

これらは、短期間で決済するものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

① 工事未払金

工事未払金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 未成工事受入金

未成工事受入金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて処理しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預金	—	2,659,264	—	2,659,264
受取手形・ 完成工事未収入金等	—	1,553,950	—	1,553,950
資産計	—	4,213,214	—	4,213,214
工事未払金	—	561,507	—	561,507
未成工事受入金	—	847,820	—	847,820
長期借入金	—	3,283,150	—	3,283,150
負債計	—	4,692,478	—	4,692,478

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金預金、受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

工事未払金、未成工事受入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を国債の利率又は国債の利率に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、不動産事業の一環として不動産の賃貸業を行っており、賃貸用不動産（土地を含む）等を保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
594,152千円	705,287千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報 告 セ グ メ ン ト				その他 (注) 1	合 計
	建設事業	不動産 事業等	通信関連 事業	計		
官 公 庁	3,305,316	—	—	3,305,316	—	3,305,316
民 間	243,343	630,509	316,967	1,190,820	—	1,190,820
顧客との契約から生じる収益	3,548,660	630,509	316,967	4,496,137	—	4,496,137
その他の収益 (注) 2	—	744,109	—	744,109	4,572	748,682
外部顧客への売上高	3,548,660	1,374,619	316,967	5,240,246	4,572	5,244,819

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、クローゼットレンタル事業の売上等であります。
2. 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる賃貸料収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	166,533
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	270,953
契約資産（期首残高）	1,100,168
契約資産（期末残高）	1,282,996
契約負債（期首残高）	253,394
契約負債（期末残高）	847,820

契約資産は主に建設事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、主に、建設事業における顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、253,394千円であります。また、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

なお、連結貸借対照表上、契約資産及び顧客との契約から生じた債権は「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示しており、契約負債は「未成工事受入金」として表示しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末日時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において5,108,849千円であります。当該履行義務は、建設事業における工事契約に係るものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	294円43銭
1株当たり当期純利益	17円07銭

11. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当による新株予約権の発行

当社は、2022年7月19日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第13回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約を締結することについて決議し、2022年8月4日に割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社から本新株予約権の発行価額の総額（3,552,000円）の払込が完了し発行いたしました。

本新株予約権の概要

- (1) 割当日 2022年8月4日
- (2) 新株予約権の総数 370個
- (3) 発行価額 総額3,552,000円（新株予約権1個につき9,600円）
- (4) 当該発行による潜在株式数 3,700,000株（新株予約権1個につき10,000株）
上限行使価額はありませぬ。
下限行使価額は150円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,700,000株です。
- (5) 資金調達額 643,652,000円（差引手取概算額：636,002,000円）
（内訳）新株予約権発行による調達額：3,552,000円
新株予約権行使による調達額：640,100,000円

差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。

- (6) 行使価額 当初行使価額 173円

当初行使価額は、2022年7月19日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）又は170円のいずれか高い価額であります。

また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回することはありませぬ。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。

(7) 募集又は割当て方法

(割当先) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (以下、「マイルストーン社」といいます。) に対する第三者割当方式

(8) その他

① 行使条件

本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(2022年7月19日)時点における当社発行済株式総数(14,972,849株)の10%(1,497,284株)を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

② 新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

③ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。

④ 本契約における定め

上記のほか、割当先と当社との間で締結した本契約において、次の規定があります。

<本新株予約権の行使指示>

割当先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%(224円)を超過した場合(以下、かかる場合を「条件①」という。)、当社は、条件①が成就した日の出来高の15%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。
- ・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150%(259円)を超過した場合(以下、かかる場合を「条件②」という。)、当社は、条件②が成就した日の出来高の20%を上限に、割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

上記行使指示を受けた割当先は、10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と株式会社プラスが締結した株式貸借契約の範囲内（450,000株）とし、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数は控除することとしております。また、当社が行使価額の修正に係る取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正に係る通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

<新株予約権の取得請求>

割当先は、行使期間満了の1ヶ月前（2024年7月3日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額（9,600円）で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

不動産事業等支出金……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

(リース資産除く) 但し、茨城工場、OLY及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

また、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 : 7年～38年

工具器具・備品 : 2年～13年

無形固定資産……定額法

(リース資産除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度における支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金…引渡しの完了した工事の補償等の費用発生に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
- ④ 損害補償損失引当金…将来の損害補償の履行に伴い発生する恐れのある損失に備えるため、当事業年度末において金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満でありますので、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末支給額（退職年金制度により支給される部分を除く）としております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
- ⑥ 役員賞与引当金…役員の賞与支給に備えるため、会社が算定した当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社の主要な事業である建設事業において、工事契約に基づき建設工事及び土木工事を行っており、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 不動産事業等の売上高

不動産事業等において、主に不動産の賃貸・売却、建設資材の賃貸等を行っております。不動産の売却は、顧客との売買契約に基づき物件を引渡す履行義務を負っているため、一時点で充足される履行義務と判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、不動産及び建設資材の賃貸は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、工事契約に関して従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事は工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識し

ております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 2,559,019千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記 一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用」に記載した内容と同一であります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症による影響については、工事の中断や遅延等による売上原価の増加などにより、収益認識会計基準による完成工事高の算定に用いる見積り工事原価総額等に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点では、その影響はありません。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や収束時期等によっては、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

販売用不動産	3,067,795千円
建物	216,703
土地	193,819
計	3,478,318

上記に対応する債務は次のとおりであります。

短期借入金	147,561千円
長期借入金	2,509,555千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

518,984千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 2,494千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 26,679千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末
普通株式	16,302株	610株	110株	16,802株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	8,422千円
繰越欠損金	53,603
減損損失	180,413
賞与引当金	17,686
棚卸資産評価損	19,022
新株予約権	23,968
その他	13,800
<hr/>	
繰延税金資産小計	316,916
評価性引当額	△257,780
<hr/>	
繰延税金資産合計	59,136
<hr/>	
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 11,359
<hr/>	
繰延税金負債合計	△ 11,359
<hr/>	
繰延税金資産の純額	47,776

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表の「9. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	287円98銭
1株当たり当期純利益	18円55銭

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。